

有効期間満了日 令和5年11月30日

熊生企第867号

令和5年10月31日

令和5年度「秋のこどもまんなか月間」における各種取組の推進について（通達）
政府においては、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」とされているところ、その取組の一つとして、「こどもファスト・トラック」や「こどもまんなか応援サポーター」等の取組を推進している。今般、これらの取組を更に広げていくため、こども家庭庁において、11月を「秋のこどもまんなか月間」とすることとされた。

本県警察においても、本月間の趣旨を踏まえ、関係部門間の連携はもとより、管内の自治体や教育委員会等の関係機関・団体との連携を強化し、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づく取組、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」に基づく取組、非行少年を生まない社会づくり、学校におけるいじめ問題や児童虐待への的確な対応、ストーカー対策等の各種取組その他こどもを各種事件・交通事故から守るための取組を推進することとしたので、各警察署にあっては、地域の実情に応じた効果的な取組を実施されたい。

なお、本月間が行われる11月は、「子供の性被害撲滅」及び「児童虐待防止対策の推進」を本県警察広報重点としていることから、警察庁のウェブサイトに掲載されているこどもの性被害防止用ポスター及びリーフレットを効果的に活用するなど、各広報啓発活動に特段の配意をするとともに、予定されているこども・若者に関連する行事等を「秋のこどもまんなか月間関連事業」として位置付けて実施するなど、効果的な取組を推進されたい。

本月間中における取組結果については、必要に応じて適宜申報されたい。